

昨年に引き続き、今年のGWもステイホームが呼びかけられています。これからワクチン接種も進むと思われていますが、国民生活センターによると、ワクチン接種を口実とした消費者トラブルも発生しているとのこと。正確な情報に基づいて対応しましょう。おかしいと思ったら、最寄りの消費生活センターや「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」(0120-797-188 泣くなイヤヤ)へご相談を！



## ■株式会社防災センターに対する差止請求訴訟で判決言渡しがありました

3月30日(火)、株式会社防災センター(2社)を被告とする差止請求訴訟について、仙台地方裁判所で判決言渡しがありました。中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項等の差止めをはじめ、ほとんどの請求が認められました。



### <判決に至る経緯>

被告の株式会社防災センターは、主に宮城県や東京で消火器の訪問販売を行っている業者ですが、消火器リースと称して期間10年の契約を締結させ、顧客から中途解約を制限する条項とともに、やむなく解約をした場合には残余代金を一括して支払うものとする条項、その他リース契約にみられるような顧客に重い義務を負わせる不当条項を多数盛り込んだ契約書を使用しております。そればかりではなく、「全国一有利な料金」「家庭に消火器を設置することは条例で義務づけられている」などの不実告知や虚偽の内容が書かれたチラシによる勧誘を行っているため、各地の消費生活センターにも多くの苦情相談が寄せられておりました。

本件の訴え提起後、当初被告としていた東京都大田区蒲田に本店を置く法人のほかに、首都圏において、中央区日本橋に本店を置く株式会社防災センター(別法人だが同一名称で代表者も同一人)が消火器の訪問販売を行っており、東京で同社を当事者とする裁判が行われていることが判明しました。そこで、2019年12月20日に、同社に対しても差止請求訴訟を提起し、仙台地裁で法人2社を被告として併合審理が続けられました。

2020年10月27日には、被告らの代表者である森山典英および被告らの勧誘員として活動していた川村貴志の2名の尋問を行い、被告らの勧誘の違法・不当性を明らかにいたしました。

### <判決の概要と意義>

裁判は、本年1月26日(火)に結審し、3月30日(火)に判決が言い渡されました。仙台地裁は、被告らの多数の契約条項及び勧誘や広告が違法不当なものであることを認定して、概要、以下のような判決を言い渡しました。

#### 1 不当条項の使用禁止

消費者契約法8条ないし10条に基づき、以下の条項を含む意思表示を行ってはならないとして、顧客が中途解約をした場合には残余料金相当額(10年分の全料金)を一括して支払う条項やリース契約に一般的に見られる借主に重い負担を課す条項(解約制限、消火器の維持管理責任など、差止請求を求めた大半の契約条項を使用することを禁じました。

## 2 不当勧誘の禁止

特定商取引法 58 条の 18 第 1 項に基づき、被告らは勧誘に際して以下のような行為をしてはならないとして、被告らによる不当な勧誘を禁止しました。

- 被告らの契約が全国一有利な料金等と告げる事
- 全ての消火器に点検義務があると告げる事
- 全国に家庭に消火器の設置を義務づける条例があると告げる事

## 3 広告の制限

景品表示法 30 条 1 項 1 号 2 号に基づき、被告らが使用するチラシに以下の表示をしてはならないとして、被告らによる不当表示を禁止しました。

- 契約が全国一有利である
  - 当該消火器が最高級ブランドである
  - 被告が提供する各種サービスは無料である
- 判決の詳細及び判決文は、ネットとうほくのホームページで公表しておりますので、ご覧ください。

### <今後の進行>

上記の判決に対して、防災センターは、その内容を不服として、仙台高等裁判所に控訴しました。控訴審での審理についても、引き続き審理の経過を本ニュース等でご報告いたします。

## ■2020 年度第 6 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

3 月 22 日 (月) 18 時 30 分から、仙台弁護士会館において、2020 年度第 6 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 22 名が参加しました。



講師 今津綾子准教授

今回は、「消費者から見るオンライン上の紛争解決制度 (ODR)」をテーマに、東北大学の今津綾子准教授が講義を行いました。コロナ渦以前より、裁判外の紛争解決手続 (ADR : Alternative Dispute Resolution) がオンライン上で行われる方法が検討されてきました。このオンライン上の紛争解決手続を総称して ODR (Online Dispute Resolution) といいます。昨今の新型コロナの流行から、さらにその流れが顕著に進むようになってきました。本講義では、消費者から見た問題点について検討結果が報告されました。

まず、具体的な ODR の例として、プラットフォーム事業者、具体的には海外のオークション事業者が行っている AI を用いた ODR の具体的な内容などが紹介されました。特に米国のオークション事業者は、特定の決済事業者を用いていることから、返金対応等にも強制力があり、非常に有効に機能しているとの報告がありました。

他方、日本における ODR の状況についての報告がありました。法務省の ODR 推進検討会などでの検討状況、また、日本の民間事業者でも家賃交渉などについての ODR がすでに運営されていること、仙台弁護士会等の ADR センターでもオンライン上の ADR が行われていることについて報告がありました。

最後に、ODR における今後の問題等についても触れられましたが、特に、誰のために ODR を制度設計すべきなのか、という指摘がなされました。消費者の権利保護・拡充のためなのか、事業者の顧客満足の獲得のためなのか、国際的な競争力確保のためなのか、主眼をどこに置くのか (また、国としてもどこに管轄を置くこととするのか) によって、制度設計の方法が異なってくるだろう、との指摘は非常に重要に思われました。

続いて、検討委員の男澤拓弁護士から、現在の弁護士会の ADR のオンラインの取り組みについても報告がなされました。当事者がそれぞれ遠隔地でも、利用できるよう、話し合いにおいて Zoom などのオンライン会議システムを導入したこと、



最後の和解についても合意書の郵送等の煩雑さを省くため、最後の合意の場面を録画することで合意の証明に代えることで、書面に署名・押印をしなくともよい制度としたことなどが報告されました。

意見交換では、ADR でも ODR でも、事業者から取り立てができるようにする「強制力」が重要ではないか、といった意見等が出されました。

2020 年度は新型コロナウイルス流行の影響もあり、第 1 回が残念ながら中止となりましたが、Zoom を併用し、延べ 96 名の方に参加していただくなど、充実した勉強会ができたように思います。

2021 年度も引き続き充実した消ラボが開催できればと考えていますので、参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

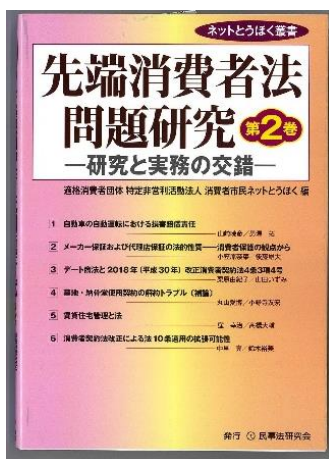
◆2021 年度のテーマは下記を予定しています。

	日程	テーマ (仮題)	講師
第 1 回	5 月 13 日 (木)	コロナの感染流行と消費者問題	山崎 暁彦 (福島大学准教授)
第 2 回	7 月 15 日 (木)	キャッシュレス決済関係の消費者問題の事例	窪 幸治 (岩手県立大学教授)
第 3 回	9 月 13 日 (月)	リフォーム工事請負契約等と説明義務 (水回り工事契約などの問題を念頭に)	羽田 さゆり (東北学院大学准教授)
第 4 回	11 月 18 日 (木)	特定適格消費者団体の集団的被害回復制度の 手続的諸問題 (今後の課題)	今津 綾子 (東北大学准教授)
第 5 回	2022 年 1 月 20 日 (木)	定期購入問題	栗原 由紀子 (尚絅学院大学教授)
第 6 回	3 月 17 日 (木)	金融サービス仲介業の利用者保護について	小笠原 奈菜 (山形大学教授)

※各回 18 時 30 分より仙台弁護士会館にて行います。Zoom での参加も可能です。

## ■消ラボ書籍「先端消費者法問題研究」第 2 巻を発刊しました

この度、(株)民事法研究会より、消ラボの研究成果等をまとめた書籍「先端消費者法問題研究－研究と実務の交錯－」第 2 巻を発刊しました。



2018 年度以降に扱ったテーマを中心に、学者の論稿と弁護士による実務へのアプローチをまとめた 1 冊となっています。

あなたのお手元にも 1 冊いかがですか。会員の皆さまには、会員価格を設定しています。お申込み・お問い合わせは、ネットとうほく事務局まで。

### 【主な内容】

自動車の自動運転における損害賠償責任／メーカー保証および代理店保証の法的性質－消費者保護の観点から／デト商法と 2018 年改正消費者契約法 4 条 3 項 4 号／墓地・納骨堂使用契約の解約トラブル〔補論〕／賃貸住宅管理と法／消費者契約法改正による法 10 条適用の拡張可能性

定 価：2,400 円 (税・送料別)

会員価格：2,300 円 (税・送料込み)

## ■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の丸山愛博北九州市立大学准教授（前青森中央学院大学教授）です。

青森から九州に引越をした。ハイシーズンとの理由で示された高額な見積とその後の大幅な値引きに戸惑い、引越当日にはモヤモヤを感じる羽目になった。高値で買ったことも不満であるが、考える時間が無かったことにより不満を感じた。どうやら同じ経験をした人は少なくないようである。

冷蔵庫下の保護シート 4800 円。洗濯機の排水ホース 5000 円（取付料含む）。

引越当日に買ってしまった物である。奇しくも、5000 円前後。たまたまなのか、はたまた何らかの意図があるのか。いずれも素人目には価格相応には見えない（後日調べたところ、排水ホースの定価は 1500 円であった）。それぞれ、冷蔵庫を設置する直前にあるいは洗濯機を設置する直前に購入を持ちかけられ、考える暇は無かった。

もっとも、違いもあった。引越事業者は書面を交付していないが、洗濯機設置事業者は、何らかの書面を交付した。ただ、情けないことに書面を無くしてしまい、それが洗濯機設置に関するものなのか、排水ホースの売買に関するものなのかは定かではない。仮に、売買の契約書であれば重要な違いということになる。

法定記載事項がきちんと書かれていることが前提ではあるが、売買契約書が交付された時からクーリングオフ期間が進行するからである（特商法 9 条 1 項）。自分から依頼しているからクーリングオフはできないと思うかもしれないが（特商法 26 条 6 項 1 号参照）、依頼したのは引越作業と洗濯機の設置であり、シートやホースの販売ではない。それゆえ、営業所等以外の場所での販売、すなわち、訪問販売としてクーリングオフが可能である。

期せずして、攻撃的な商法に晒されたときのやるせなさやクーリングオフの有り難みを身を以て感じる事となった。

北九州市立大学 法学部  
准教授 丸山 愛博



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら  
一人で悩まず



消費者庁  
消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎ 188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口につながります～

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp